

# 平成30年度税制改正その3

**個人所得課税**  
＜高額所得者は増税へ＞

---

# I ねらい

①所得再分配機能の回復

②働き方の多様化

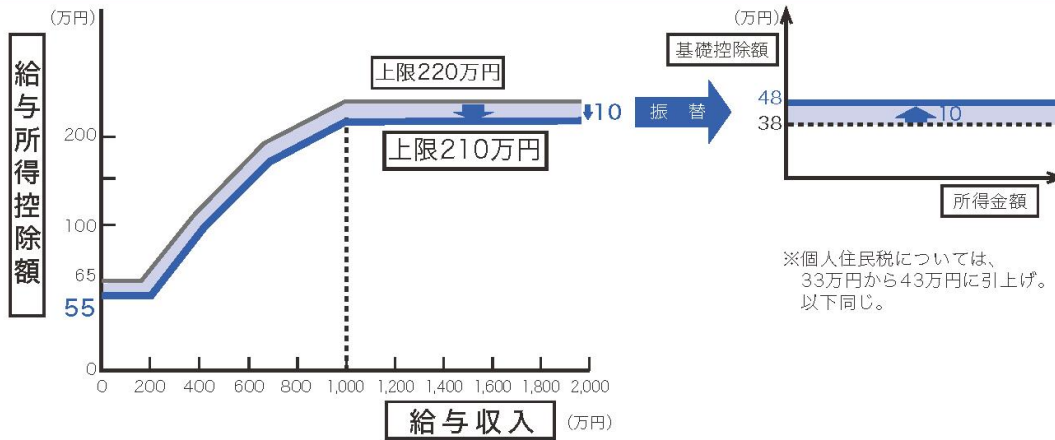
## II 給与所得控除の引下げ

給与所得控除→実際の勤務関連経費を大幅に上回る水準にある



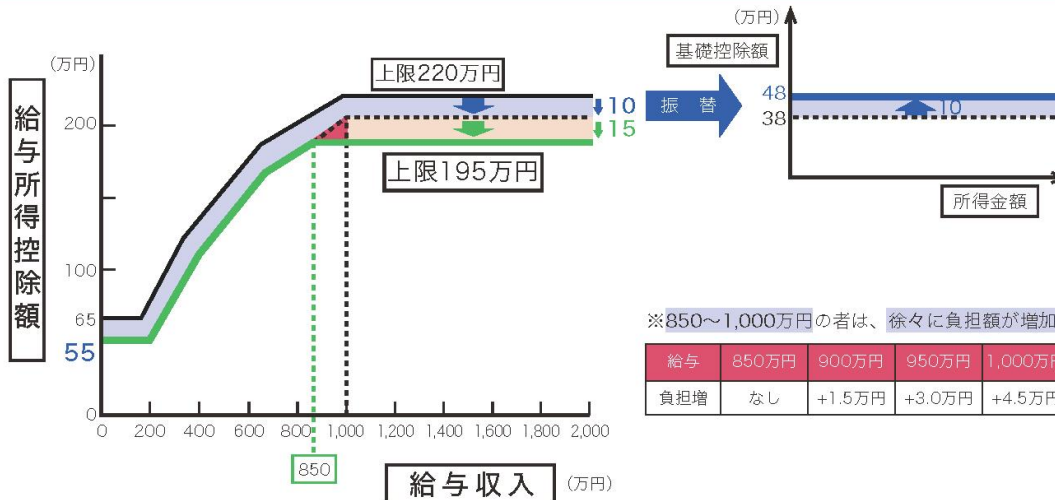
控除額	一律10万円引き下げ 基礎控除額が一律10万円引き上げられるので子育て・介護世帯には負担増はなし。
控除額の上限	220万円から195万円に引き下げ。 対象となる給与収入が1000万円超→850万円超に引き下げ。
子育て・介護世帯への配慮	給与収入が850万円超の場合であっても ① 本人が特別障害者 ② 23歳未満か特別障害者控除の対象者となる扶養親族等が同一生計内にいる者は上限は220万円のまま。

子育て世帯等 (注) ⇒ 負担増減なし



※個人住民税については、  
33万円から43万円に引上げ。  
以下同じ。

子育て世帯等 (注) 以外 ⇒ 850万円超から徐々に負担増



※850～1,000万円の者は、徐々に負担額が増加

給与	850万円	900万円	950万円	1,000万円
負担増	なし	+1.5万円	+3.0万円	+4.5万円

(注) 23歳未満の扶養親族を有する者及び特別障害者控除の対象である扶養親族等を有する者等 (いわゆる「介護」を受けている者以外の特別障害者を含む)

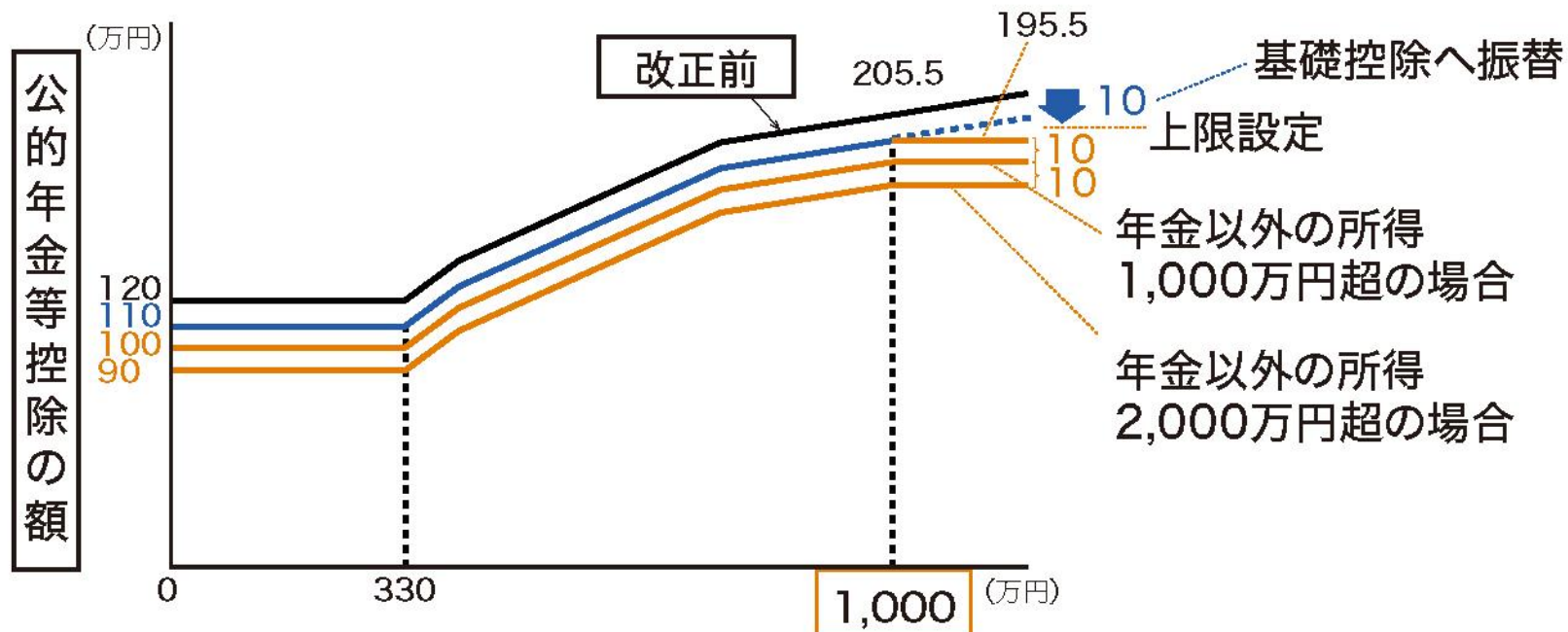
財務省「平成30年度税制改正」より

### Ⅲ 公的年金等控除の引下げ

控 除 額	一律10万円引き下げ		
	公的年金等の収入 > 1,000万円	控除額の上限が195万5千円に。	
	年金以外の収入	> 1,000万円	控除額が10万円下がる。
		> 2,000万円	控除額が20万円下がる。

# 公的年金等控除の見直しイメージ

(65才以上の場合)



(注) 65才未満の場合、最低保障額(改正前70万円)は、

- ・基礎控除への振替により60万円
- ・年金以外の所得1,000万円超の場合は50万円
- ・年金以外の所得2,000万円超の場合は40万円となる。

財務省「平成30年度税制改正」より

## IV 基礎控除の引上げ

基礎控除	控除額が一律10万円引き上げ		
	合計所得金額	> 2,400万円	控除額が遡減
		> 2,500万円	適用なし

※個人住民税も同じです。

# 基礎控除の見直し

	控除額			
	改正前		改正後	
合計所得金額	所得税	住民税	所得税	住民税
2,400万円以下	3 8 万円	3 3 万円	4 8 万円	4 3 万円
2,400万円超～ 2,450万円以下			3 2 万円	2 9 万円
2,450万円超～ 2,500万円以下			1 6 万円	1 5 万円
2,500万円超～			0 円	0 円



## 【適用関係】

- 平成32年（2020年）分  
以後の所得税
- 平成33年（2021年）分  
以後の個人住民税

に適用されます。

## V 青色申告特別控除の見直し

個人事業者 の青色申告 特別控除の 額	現行の65万円から55万円に引き下げ
	「電子帳簿保存」又は 「電子申告」をすれば →特別控除額が10万円アップ。 現行と同額の65万円に。

# 青色申告特別控除の見直し

記帳要件	青色申告特別控除	基礎控除	合計
現行要件（正規の簿記） +電子帳簿保存又は電子申告	65万円	48万円	113万円
現行要件（正規の簿記）	55万円	48万円	103万円
簡易な記帳	10万円	48万円	58万円

## 【適用関係】

- 平成32年（2020年）分  
以後の所得税
- 平成33年（2021年）分  
以後の個人住民税

に適用されます。